

## 予算・決算特別委員会等における電子機器の使用

## 1 令和2年4月28日 市会運営委員会決定

- 電子機器の活用方針：  
議論の充実を図るため、議案等の審議・審査に必要な場合に限り、関係資料等のデータファイルを保存している各自の電子機器で、インターネット接続も含め、使用を認める。
- 対象機器：パソコン、タブレット端末
- 対象会議：運営委員会 常任委員会 特別委員会  
予算・決算特別委員会※ 全員協議会※  
※ 常設委員会における効果等の検証を踏まえて活用を始める

## 2 効果等の検証

- 令和3年第3回市会定例会より、アプリを利用したファイル共有サービス「横浜市会デジタルキャビネット」を導入し、各自の電子機器から資料を閲覧することが可能となっている。
- 常任・特別委員会では、令和3年度を通して2～3割の委員が電子機器を持ち込んでおり、資料の閲覧や審査に必要な情報の確認等に活用されている。
- さらに、一部の委員会においては、全委員が電子機器を持参して委員会を開催するなど、より一層の活用を図る取組を実施した例もある。
- 令和4年第1回市会定例会では、新型コロナウイルス感染症・災害等を事由としてオンラインを活用した委員会を開催できることとする例規改正を実施した。

### 3 理事会協議結果（令和4年9月5日 運営理事会）

2「効果等の検証」を踏まえ、横浜市会デジタルキャビネットを更に活用し、審査の充実を図るため、予算・決算特別委員会等（全員構成の特別委員会及び全員協議会を含む）における電子機器の使用について、令和4年第3回市会定例会から試行実施を始める。

#### 【試行実施の内容】

- 従来どおり、審査に必要な場合に限り、電子機器の使用を認める。
- 対象者は議員、当局及び議会局とする。
- 委員会資料（当日席上配付）は従来どおり紙で配付する。
- 横浜市会デジタルキャビネットにおいて、次のデータを閲覧できるようにする。
  - 事前に配付している予算・決算特別委員会に関する資料（局別説明書、事務事業説明資料 等）
    - ※ 紙での配付が不要な方は、各会派でとりまとめの上、事前に議会局に申請する。
  - 質問者が使用する図・表・写真等の資料（スライド）
    - ※ スライドは委員会資料ではなく、質問を補完することを目的に質問者が作成する資料であるため、閲覧のみの取り扱いとする。

※ 本格導入については、令和5年の議員改選以降に検討する。